明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔詔書〕
○平成二十一年八月三十日に、衆議院議員の総選挙を施行することを公示する詔書　一

〔告示〕
○地方自治法第二百八十四条第三項の規定により広域連合の設置を許可した件（**総務**四二四）　一
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出のあった件　二
（**同**四二五）
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出のあった件（**同**四二六）
○平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を選任した件（**中央選挙管理会**九）
○平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における各衆議院名簿届出政党等の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等に関する件（**同**一〇）
○最高裁判所裁判官国民審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名に関する件（**同**一一）
○平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査長及びその職務代理者を選任した件（**同**一二）
○審査分会長等の職務のために要する費用の額を定める件の一部を改正する件（**同**一三）
○日本国に帰化を許可する件（**法務**三七五）
○保安林の指定を解除する件（**農林水産**一一一五）
○種苗法第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を公表する件（**同**一一一六）
○出願公表後に名称変更がなされた件（**同**一一一七）
○電気事業法第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関を登録した件（**経済産業**二六九）
○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（**国土交通**九〇五）
○道路に関する件（**四国地方整備局**八九）

〔人事異動〕
警察庁　二
公聴会　三

〔皇室事項〕
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）　四

〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　六
官庁
財団、建築基準適合判定資格者に対する処分関係　七
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　七
会社その他　七

詔書

日本国憲法第七条及び第五十四条並びに公職選挙法第三十一条によって、平成二十一年八月三十日に、衆議院議員の総選挙を施行することを公示する。

御名御璽

平成二十一年八月十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

告示

○総務省告示第四百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第三項の規定により、広域連合の設置を許可したので、同法第二百八十五条の二第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月十八日

総務大臣　佐藤　勉

一　広域連合の名称
京都地方税機構

二　許可年月日
平成二十一年八月五日

三　設置年月日
平成二十一年八月五日

四　広域連合を組織する地方公共団体
京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、同郡宇治田原町、相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡精華町、同郡南山城村、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町及び同郡与謝野町

五　広域連合の処理する事務
㈠　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に基づき構成団体が賦課した地方税及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づき市町村が保険者として賦課した国民健康保険料に係る滞納事案のうち、構成団体が広域連合への移管の手続を行った事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務
㈡　構成団体の職員に対する賦課徴収業務に関する研修事務
㈢　賦課徴収業務に関する構成団体からの相談及び支援に係る事務
㈣　地方税法に基づき構成団体が賦課すべき地方税の税額を共同で算定するために必要な電算システムの整備に関する事務